公の施設(指定管理者施設)のあり方検討調査表

施設名

松山観光港ターミナル

1.施設の概要

所 在 地	松山市高浜町五丁目2259番地1
設置年月	平成12年10月 〔施設設置後 8 年 6 月 経過(平成21年4月1日時点)〕
指定管理者名	松山観光港ターミナル株式会社県の出資額 (出資割合)256,000 千円(42.7 %)
施 設 の 内 容	待合室、多目的ホール、案内所、衛生施設、廊下、階段、機械室、高架通路等 (参考) 松山観光港ターミナルは、県と松山観光港ターミナル㈱との共有建物であり、管理区分として、待合室、通路、トイレ、階段など公共部分は県の持分、船会社等のテナント部分は同社の持分となっており、登記簿上、県が53%、同社が48%となっている。高架通路は、県が100%所有している。なお、同社は、現ターミナルが供用されてから平成17年度までは管理委託を受けて、また18年度以降は指定管理者として、県有部分の管理を行っている。 施設の「敷地面積」 15,220㎡ 〔延床面積〕 3,909㎡ 規模・構造等 (構造等 (構造等 (基本) 数骨造2階 なし

2.施設設置の経緯等

松山観光港は、県都松山市の海の玄関口(フェリー、旅客船等の基地)として整備された。旧松山観光港ターミナルは、昭和41年に建設されたものであったが、建築後31年を経過し、施設の老朽化、狭隘化が問題となったことから建て替えられ、平成12年11月に現在のターミナルビルがオープンした。 旅客ターミナルビルについては、公共的機能だけでなく、利用者や県民のためのサービス機能も含めた一体的な整備が必要であることから、公共的色彩の強い施設で収益の上がらない公共部分については地方公共団体(県、市)が負担し、他の収益の上がる部分については第三セクターが負担し、官民一体となっての施設の整備(第三セクターが主体となり建設)が図られた。

根 拠 法 令 等又は関連する計画・構 想 等

施設設置に係る総 事 業費

2,060,100 千円

3.施設の目的及び効果等

手 段(どうすることにより)·何を提供することにより)

待合室、衛生施設等の公共スペースの機能を充実させることにより、利用者に快適な空間を提供 する。

施設設置の 的 (手段と意図)

意 図 《どのような状態にしたいのか》

県都松山市の海の玄関としてふさわしい、利用者や県民の憩いの場となる効率的で機能的な旅客 施設とする。

松山観光港ターミナルは、利用者に快適な空間を提供することが設置の目的であるが、施設の利 用者数は船舶の利用者数に影響されるため、施設を設置したことによる効果を数字として現すこと は困難である。

施設設置の

4.施設を取り巻く環境の変化

現在の松山観光港ターミナルビルは平成12年にオープンしたが、これに先立ち、平成6年に松山 自動車道が川内 ・Cまで開通し、平成9年に伊予 ・Cまで延長され、更に平成11年にはしまなみ 海道が開通した。

施設設置

これにより、乗用車で手軽に本州に渡ることができるようになり、また高速バスも著しく普及し 当 初と比べたた。更に、原油高による運賃の値上げ、航路の廃止、減便などの影響が重なり船舶の利用客は減少 環 境 の 変 化し、それに伴って松山観光港での乗降者数も減少している。

(参考:松山観光港乗降者数の推移)

(千人)

年 次	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
乗降者数	1,413	1,468	1,424	1,423	1,311	1,247	1,275	1,210	1,192	1,035

環境変化

今後、高速道路料金値下げの影響により、広島航路や阪神航路を中心に船舶の利用者数が減少す 今後予想されるることが予想され、それに伴って松山観光港ターミナルの利用者も減少することが考えられる。

体型の利用状況

٠	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	旧积次	<mark>ፒ</mark>				
		17年	18年	19年	20年	21年(見込)	参考事項
	(人)			1,191,841	91,841 1,034,254		松山観光港における乗降客数 集計は年次による
	利用料金収入 の 推 移 (千円)	0	0	0	0	0	待合室、トイレ等の公共スペースであるため、 施設利用料金は取っていない。
	(/	施設	の内容	年間	利用率等	左	記 利 用 率 等 の 算 出 方 法 等
	施内利 設ご用 と を まりが と で と で で で で で で で で で で で で で で で で	当	亥施設は、 <i>抗</i>	旅客 ターミ	ナルである	たのでは、ま結本をは、対象を対し、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	的に年中無休である。 光港ターミナル株式会社としては、同社所有部分 食堂・結婚式場がテナントとして入居しているほ 室の貸し出しを行っている。 当施設に併設して立体駐車場を有している。 場は水曜日が定休日となっているが、その他は、 手中無休である。
		' / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	D設置目的L	<u> - XI 9 る実</u>	宗の利用法	近しの視点	

	F	目的 P	þ	目的外				
割合	約	100	%	約	0	%		

当施設は、待合室やトイレ、通路等の公共スペースを提供するものであり、目的外には使 用されていない。

利用の傾向等

「特定の地域や団体等への偏りの有無」の視点

	県内								IB	ħL			
		東	予		中	予			南	予		乐	ን ቦ
割合	約		%	約			%	約		%	約		%

旅客ターミナルという性格上、県内外を問わず不特定多数の者が利用するため不明。

6.行政サービス水準の確認

. 行政サーヒス水準の確認											
		県	名	鳥取	島根	岡山	広島	日口	徳 島	香川	高知
			司種又は 設の有無		有	有	有	有	無	有	無
他 県(中 四 国 各県) における 同 種 又 は 類 似	場場	ne.	設 名	·七類港旅客 県境に位置 両県共有施語	置するため、	·水島港客 船待合所 ·宇野浩通 船待合 ·楠木待合 所	・広島港宇品旅客ターミナル	・岩国港ポー トピル ・柳井ポート ビル		・玉藻地区 フェリー剰場 ・玉藻地区 客船剰場	
施 設 σ. 設 置 状 沥			運営体制 ·指定管理)	直営	直営	直営	直営	直営		直営	
	401		Ž	のみであ! 運営してい)、港湾施 Nる。		「占用してい	いることか		、両港とも 設も船会社	上が建設・
		県	立方	色 設 🕯	手	市町	立 施 討	と 等	民	間 施 訁	ひ 等
県内の類似代替施設等の状況		なし				なし			なし		
上 記 内 容 で の おまえ の ここ で で で で で で で で で で で で で	必あとうない	要不可 また、 ること 考える	「欠の施設 中四国に こから、本 ら。	とである。 こおいても、 「県におい ⁻	フェリー ても旅客施	航路を持つ 設を設置し)港湾にはカ	依客施設が こ対し快適	あり、その な空間を提	、を提供する のほとんどだ 提供する必要 の。	が県営で

7.施設の運営コスト

<u>/ ・ルビロス</u>	<u>い</u> 建ロコク		
区分	施設の管理運営	こ要した経費 合計	左 記 の 積 算
(施設設置~) H16まで	約	149,256 千円	「平均的な」 約 37,314 千円 × (経過 年間経費) 約 4 年
年 度	委託料(千円)	そ の 合計金額(千円)) 他 、 施 設 の 管 理 運 営 に 要 す る 費 用 左記の内訳及び項目ごとの金額(千円)
H17 (予算額)	33,977	29	・火災保険料(29千円)
H18 (協定額)	30,503	29	·火災保険料(29千円)
H19 (協定額)	29,587	29	·火災保険料(29千円)
H20 (協定額)	28,699	29	·火災保険料(29千円)

8.施設が廃止された場合(「"県立"でなくなった場合」を含む)の県民生活への影響

松山観光港ターミナルは、愛媛県の海の玄関口として年間 100万人以上の利用客があり、待合室やトイレ等の廃止は現実的に不可能である。

また、当ターミナルの県有部分は、待合室やトイレ、通路など公共スペースであり、収入のない部分であることから、市町や民間で管理するとした場合、負担のみが増加することとなり、管理運営することは難しいと考えられる。

9.施設の見直しに当たっての課題等

松山観光港ターミナルは、県と松山観光港ターミナル株式会社との共有の建物であり、待合室やトイレなどの公共スペースは県が、船会社等のテナント部分については同社の持分となっており、県が県有部分について見直しを行った場合、同社の経営等に影響を与えることが懸念される。

また、愛媛県港湾管理条例において、指定管理者に管理を行わせる港湾施設として定められているため、見直す場合は条例の改正が必要となる。